

韓国・日本の歴史教科書の古代史記述

—問題点とその変遷—

井上 直樹

はじめに

近年、日本と韓国の歴史教科書をめぐる議論が盛んである。それは2001年に、新しい歴史教科書をつくる会の中学校用歴史教科書『新しい歴史教科書』(扶桑社、2001年)が検定を合格したことと無関係ではないようであるが、こうした試みは日韓の歴史研究者によって取り組まれ、近年ますます学際的な広がりをみせているといえる。この過程で日本・韓国の歴史教科書の記述や編纂制度に関する諸問題などもあわせて討議されている¹。これらは今後の教科書のあり方にも関わる論議であり、無視されではならず、今後もこうした試みは継続して行われる必要がある。

本稿ではそうした点をふまえつつ、まず、筆者の主たる研究課題である朝鮮古代史に関する韓国の歴史教科書の記述内容を討究し、さらにそれがいかなる過程を経てなされるようになったのかを理解するため、歴代『国史』教科書の古朝鮮・漢四郡についての記述を比較検討し、その変遷過程を明らかにし、ついで日本の歴史教科書の日本古代史・朝鮮古代史に関する記述について検証していくことにしたい²。

¹ やや古いが2001年12月22日には「日韓合同歴史研究シンポジウム」が、2003年6月21日には「韓日歴史関連学会合同会議」が開催され、その成果は歴史学研究会編『歴史教科書をめぐる日韓対話』(大月書店、2004年)として刊行されている。また、その後も教科書の記述をめぐっては、ひらかれた歴史教育の会編『『新しい歴史教科書』の〈正しい〉読み方』(青木書店、2007年)なども刊行されている。

² 本稿で言及する韓国の歴史教科書とは、『社会』4-2(2007年、[初版]2001年)、『社会』6-1(2007年、[初版]2002年)、国史編纂委員会・国定図書編纂委員会編『(中学校用)国史』(2007年、[初版]2002年)、国史編纂委員会・国定図書編纂委員会編『(高等学校用)国史』(2007年、[初版]2002年)である。以下、特にことわりのない場合、『社会』4-2、『社会』6-1、『(中学校用)国史』、『(高等学校用)国史』とはこれらをさすこととする。なお、日本の歴史教科書については、原則、出版社名・検定年を示すが、市販版については出版年を掲載する。

1. 『国史』教科書の古代史関係記述についてのいくつかの問題点

朝鮮古代史に対する解釈は、時として歴史家によって大きく異なることがある。それは対象とする王朝それ自体や種々の歴史的事件などに対する史料的限界、歴史研究の前提となる諸史資料に対する評価の差異などに基づくところが少なくない。そのため、ある歴史的事象に対する解釈の相違は、個々の歴史家の研究成果を基礎とする、『社会』『国史』教科書においてもしばしば見受けられるところである。それは細かな点まで数えるとかなりの数にのぼる。それらを逐一取り上げ、熟議することも必要な作業であろうが、それは今後の課題とし、ここではまず韓国の歴史教科書の記述の特徴を理解するために、各教科書の記述に共通して認められる諸点について論じることにしたい。

(1) 史料の史実性について

まず、指摘すべきは史料の史実性についてである。これについて論及せざるをえないのが、第一に檀君朝鮮の史実性の問題である。

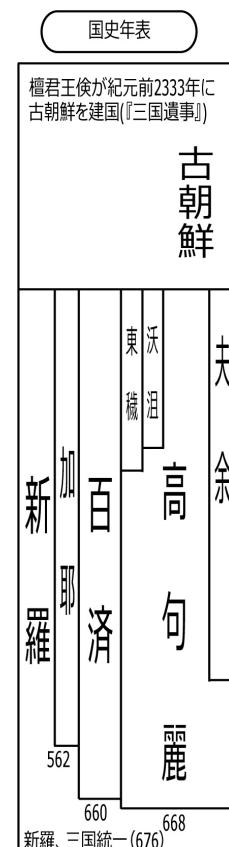
『社会』4-2の「国史年表」では檀君の肖像画とともに「檀君王僕が紀元前2333年に古朝鮮を建国」とする(図1)。『社会』6-1でも、檀君の肖像画を掲載し、あわせて、カードのような形式で「古朝鮮の建国」を整理し、「檀君王僕」が「紀元前2333年」に建国した、とする。

『(中学校用)国史』は「檀君は諸部族を統合して古朝鮮を建国した」とする。古朝鮮の具体的な建国年代を本文では示さぬものの、巻末の「国史年表」には「紀元前2333年 檀君、阿斯達に都を定める(『三国遺事』)」とあり、『三国遺事』の記録に依拠しつつ、その建国年代をそのまま記載する。

『(高等学校用)国史』は「『三国遺事』と『東國通鑑』の記録によれば」と前置きがありつつも、やはりその建国年代を紀元前2333年と記載している。檀君の建国記事は、『(高等学校用)国史』に記載されているように、あくまでも『遺事』の記録によればそのようになるだけで、それが史実であるかどうかは全く別問題であろう。そもそも『三国遺事』や『帝王韻記』などに記載される檀君神話については、厳密な史料批判・史料考証が必要である。もちろん、教科書にこうした史料批判の過程を記す必要はないが、上記のように檀君朝鮮の建国年代を『三国遺事』にみえる檀君神話に求め、それをそのまま認めるような記述の仕方は、『三国遺事』に対する厳密な史料考証に基づく既往の研究成果から導き出された結論かどうか疑問を感じざるを得ない。

ちなみに、韓国では琵琶型銅劍と支石墓の分布範囲から古朝鮮についての精力的に研究が進められているが³、その成果に基づいても『三国遺事』や『帝王韻記』にみえる檀君による建国記事はにわか

図1『社会』4-2年表
(一部省略)



³ 古朝鮮に関する近年の研究については、盧泰敦編『단군과 고조선』(사계절, 2000年)、송호정『한국 고대

に首肯しがたい状況である。なお、日本では、檀君神話は平壤地方に伝わった固有の信仰に仏教・道教的要素が加わって形成されたもので、それを記した『三国遺事』や『帝王韻記』は、『三国史記』(1145年)に先行する『旧三国史』の檀君関係記事を直接引用したと考えられることから、その成立は文献上、少なくとも11世紀以前で⁴、10-11世紀頃の契丹の高麗侵攻の頃に形作られ、モンゴル軍の侵入時など、朝鮮民族が大きな受難を迎えた時に民族統合のエネルギーとなっていました、と解釈するのが通説で、そこから歴史的事実を追究するのは困難であるという考え方が主流である⁵。こうした理解は必ずしも韓国古代史研究者に支持されているわけでもなく、今後も互いに議論していく必要もあるが、『(中学校用)国史』で古朝鮮理解のために、考古学の成果を利用する必要と述べているように、少なくとも琵琶型銅劍と支石墓にもとづく研究成果は軽視できないであろう。こうした研究成果からみて、『三国遺事』や『帝王韻記』に記された年代を古朝鮮の建国年代として設定するには躊躇せざるをえない。

そうした問題とも関連する問題の第二は、高句麗・百濟・新羅の三国の建国時期についてである。

『(中学校用)国史』は高句麗の建国を紀元前37年とし、『(高等学校用)国史』は「『三国史記』の記録によれば」とした上で、その時期を紀元前37年とする。百濟の建国時期については、『(中学校用)国史』『(高等学校用)国史』がいずれも紀元前18年とし、新羅の場合も『(中学校用)国史』『(高等学校用)国史』ともに紀元前57年とする。これは『三国史記』に基づいたものであるが、『三国史記』が当該期の政治的意図から新羅中心に編纂され、新羅の建国時期を意図的に高句麗以前に設定したと考えられていることを前提とすれば、その内容を史実かの如く、教科書に記載するのは問題であろう。

中国史料における高句麗の初見記事は、『漢書』卷28地理志上の「玄菟郡【武帝元封四(前107)年開、高句驪、莽曰下句驪、屬幽州】戸四万五千六、口二十二萬一千八百四十五。縣三、高句驪…上殷台…西蓋馬…」であり、紀元前2世紀末のことである。百濟は『三国志』東夷伝の馬韓の一つ、伯濟國を基盤に成長したもので、中国史料に確かめられる初出記事は『資治通鑑』卷97・永和2(345)年条で、その後372年に始めて東晋に朝貢し、東アジアの国際舞台に登場する⁶。新羅は『三国志』東夷伝の弁辰12ヶ国の斯盧国から発展したもので、『資治通鑑』卷104・太元2(377)年条に高句麗とともに前秦に朝貢した記事が伝えられており、やはり百濟と同様、4世紀に成長をとげ、国際舞台に登場する。もっともこれは中国史料に確認できるだけで、それ以前にはすでに興起していたと考えられる。特に高句麗の場合、漢の武帝が玄菟郡を設置した背後には、高句麗族を統轄するためであったとも考えられているから⁷、その建国時期は紀元前37年とする『三国史記』に先行する。

사 속의 고조선』(平壠 역사、2000年)などを参照。また近年の研究動向を整理したものとしては송호정「국가별의 연구의 흐름 고조선·부여·삼한」(한국고대사학회『한국고대사 연구의 새동향』書景文化社、2007年)がある。

⁴ 田中俊明「檀君神話の歴史性をめぐって—史料批判の再検討—」(『韓国文化』33、1982年)。

⁵ たとえば礪波護・武田幸男『世界の歴史 隋唐帝国と古代朝鮮』(中央公論社、1997年)、吉田光男編『放送大学教材 韓国朝鮮の歴史と社会』(放送大学教育振興会、2004年)、田中俊明編『朝鮮の歴史』(昭和堂、2008年)など。

⁶ 末松保和「旧三国史と三国史記」(『朝鮮学報』39・40、1966年)、田中俊明「『三国史記』撰進と『旧三国史』」(『朝鮮学報』83、1977年)。

⁷ 『晋書』卷9・咸安2年春正月条。

⁸ 田中俊明「高句麗の興起と玄菟郡」(『朝鮮文化研究』1、1994年)。

こうした文献史料にみえる高句麗・百濟・新羅の活動内容と『三国史記』の建国記事の不整合さは『国史』教科書の執筆者たちも認識していたらしく、それを解消すべく、『(高等学校用)国史』では補足説明として「三国の建国順序」という項目が設けられ、そこで『三国史記』には新羅、高句麗、百濟の順で建国されたとあるが、中央集権国家の形成ははやくから中国文化と接触していた高句麗がもっとも早い」と注記され、中央集権国家の形成時期をもってこの問題を理解しようとしている。

だが、この場合、新羅はもっとも早くに建国されていたにもかかわらず、中国との接触が遅れたために中央集権国家の成立が遅れてしまうということになってしまい、中央集権国家形成過程においては外的要因が大きく、内的要因はあまり重視されていないということになりかねない。外的要因を重視するというのであれば、問題ないのかもしれないが、なぜ、もっとも早く建国した新羅がもっとも遅れて中央集権化することになってしまうのか、という素朴な疑問点がつきまとうのではなかろうか。『三国史記』の高句麗・百濟・新羅建国年代は紹介しつつも、これを墨守するのではなく、他の史料などを提示し、その整合性から建国時期を示すべきではなかろうか。

このような史料の史実性に関わる第三の問題点もまた『三国史記』にみえる諸国・諸王の活動の記録についてである。これについてはやや細かな事例に属するが、『(中学校用)国史』と『(高等学校用)国史』の高句麗に関する説明では、高句麗が中央集権国家としての性質を備え始めたのは太祖王代(53-146)とし、部族的な五部から行政的な五部へと変化したのは故国川王代(179-197)としている。また百濟についても『(中学校用)国史』と『(高等学校用)国史』はともに、古尔王代(234-286)に漢江流域を支配し、官位制度などの諸制度を整備した、としている。

これらはいずれも『三国史記』高句麗本紀・百濟本紀に依拠した内容で、『三国史記』の内容をできるだけ史実として理解しようとする傾向にある韓国の研究成果を前提として編纂されたものであろう。それに対して、日本では『三国史記』の内容を重視しつつも、中国史料と対応する記事が認められない⁹3世紀頃までの記事については、にわかには信じがたいとする考え方が主流である。ここに『三国史記』の史料性についての差違が存在する。これについても検討すべき重大な課題であるが、史料批判の観点から、大祖大王紀などについては高句麗王系整備過程で後世造作されたという見解が日韓の学者から指摘されており¹⁰、それだけにこれら王紀に記された記事に論及する場合には、厳密な史料批判など、慎重な手続きが必要となる。また古尔王代の官位記事についても、『三国史記』百濟本紀・古尔王27(260)年条にみえる百濟官位史料が百濟の官位制の成立を伝える確かな記事であるという保障がない上に、当該記事は『周書』『北史』『旧唐書』『通典』百濟伝に依拠した部分が多いことをふまえれば、後代に整備された可能性が高い¹⁰。とすれば、それをそのまま3世紀代の内容を伝えるものとして理解するのは困難である。

こうした点からみて、『三国史記』の記述をそのまま史実として認識するのは躊躇せざるを得ないのであって、『三国史記』の内容を取り扱うにはもう少し慎重であってもよいのではないだろうか。

⁹ 武田幸男「高句麗王系成立の初段階」(『高句麗史と東アジア』岩波書店、1989年)、盧泰敦「초기 왕계의 구성」(『고구려사연구』사계절、2000年)。

¹⁰ 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(井上光貞・西嶋定生・甘粕健・武田幸男編『東アジア世界における日本古代史講座4 朝鮮三国と倭国』学生社、1980年)。

(2) 韓国古代史における中国勢力

次に論及してみたいのは「韓国史」における中国勢力についてである。『社会』『国史』いずれも古朝鮮から夫余・高句麗・百濟・新羅へと連なる系譜が想定されており、それは前掲の『社会』4-2の「国史年表」などに如実に反映されている。

古朝鮮であるが、日本では通常、「古朝鮮」とは、14世紀以後の李氏の朝鮮王朝に対して呼ぶもので、檀君朝鮮・箕子朝鮮・衛氏朝鮮をまとめた呼称である。ただし、檀君朝鮮・箕子朝鮮は、神話伝説の時代であり、具体的な歴史事実は明らかではない。その点でいえば、衛氏朝鮮から、歴史が始まることになる」というような理解の仕方が一般的である¹¹。ここで示されているように、檀君や箕子は実在の人物としてとらえにくいか、檀君についての記述がすでに指摘したように小学校の『社会』からみられるのに対して、箕子についての記述はみえない。

『(中学校用)国史』の「学習の手助け」には「文献にみえる古朝鮮は、檀君朝鮮—箕子朝鮮—衛満朝鮮へと政治的変化を遂げた」とあり、文献ではこうした理解があつたことを記すにとどまる。同教科書に、「文献史料が不足しているため、古朝鮮の領土を知るために考古学的史料を利用しなければならない」と指摘するように、古朝鮮については史料も少なく、箕子東来についても伝説的な要素が強く、その史実性について問題が残らないわけではないため、「補足」で説明するにとどめたとも理解できる。

しかし、その場合、同じような伝説的な要素が強い檀君朝鮮に対する記述が、『三国遺事』の記事を引用するなど比較的詳しく記載されているのに対して、箕子朝鮮についての記事がほとんどないのはややアンバランスな印象をあたえよう。史実性、史料上の制約、箕子朝鮮に関する記述とのバランスなどを考慮すれば、檀君朝鮮の記述についてもう少し簡潔であってもよいのかもしれない。

だがこのアンバランスさはそれだけではなさそうである。というのも、衛氏朝鮮についてもこうした点が認められるからである。衛氏朝鮮については、小学校の『社会』にはみられず、『(中学校用)国史』以降で論じられるようになる。檀君朝鮮が小学校の段階から論及されているのに対して、衛氏朝鮮に対する記述がみられないことから、同じ古朝鮮でも檀君朝鮮のほうが衛氏朝鮮よりも学習上、重要視されているとみて誤りなかろう。

そのなかで注目されるのは、『(中学校用)国史』では衛満を「燕地域から部下を率いて古朝鮮にやってきた」とし、『(高等学校用)国史』でも彼を中国から古朝鮮に来た人物としつつも、「学習の手助け」として「衛満朝鮮の意味」という項目を設け、衛満が朝鮮の服を着ていたこと、国号を朝鮮としたこと、土着民出身者が数多く政権の中枢に存在したことから、「衛満の古朝鮮は檀君の古朝鮮を継承したものといえる」とわざわざ論述していることである。

実際、衛満朝鮮は衛満を中心に土着の在地首長層を束ねた連合王国的なものであったと早くから指摘されており¹²、こうした指摘には首肯すべき部分もあるが、わざわざ服装や国号、土着民の存在などから「朝鮮系」要素を強調するかのような論述がなされたのは、衛満自身が中国(燕)を出自とすることと無関係でないであろう。小学校の教科書において檀君についての記事がみえるものの、衛満に關

¹¹ 田中俊明編『朝鮮の歴史』(前掲書)。

¹² 三上次男「朝鮮半島における初期古代国家形成過程の研究」(『古代東北アジア史研究』吉川弘文館、1966年)。

する記述がないのはこうした点と関連するのかもしれない。なお、既述した箕子もまた伝説上の人物とはいえ、その出自を中国(殷)とし、「中国系」に属する。それに対して檀君はそれとは異なり、いわば「朝鮮系」に属する。概して言うならば、「中国系」よりも「朝鮮系」が重視されたということになるであろう。

「韓国史」の歴史的舞台である現在の中国東北地方から朝鮮半島が、中国大陆と接している以上、「韓国史」はしばしば中国大陆情勢の影響を受けることになったのであるが、こうした中国系人士の朝鮮半島への流入、あるいは中国王朝の朝鮮半島直接支配など、中国の「韓国史」への関与をどのように位置づけ、『社会』『国史』のなかで論ずるかは、歴史教科書編纂上、大きな問題であったに違いない。そのことを端的に示すのが、漢の武帝によって衛氏朝鮮滅亡後の前108年に設置された楽浪郡・真番郡・臨屯郡、前107年に設置された玄菟郡の、いわゆる漢四郡についての記述である。

『社会』4-2の前掲年表や本文には漢四郡についての説明がない。それは『社会』6-1も同様である。このことは『(中学校用)国史』にも認められ、当該教科書の「古朝鮮以後、満州と韓半島に登場した諸国」(図2)においても、高句麗、沃沮、東穢などの東夷諸民族は確認できるが、本来、そこに描かれるべき楽浪郡などは見あたらない。

『(高等学校用)国史』になると、漢四郡に対する記述がなされるが、それは全部で24行からなる「衛満の執権」という項目のなかで、わずかに3行にすぎない。しかもそこには樂浪郡や玄菟郡などの個別の郡名は見あたらず、設置された郡県は土着民の抵抗によって次第に廃止・撤退されていったことを記すのみである。

また「古朝鮮の社会」という項目のなかでは、漢の郡県設置以後の状況として「漢の郡県が設置された後、抑圧と収奪に直面した土着民はこれを避けて移住したり、団結して漢の郡県に対抗した。漢の郡県は厳しい律令を施行して自らの生命と財産を保護しようとした」と記され、漢の郡県支配による悪弊を指摘している。

このように漢四郡についての記述はきわめて簡略で、敵対すべきものとして描かれ、論述項目から排除される傾向が強い。これは『(中学校用)国史』同様、2-3世紀の東夷諸国の状況を記した「諸国の成長」にも漢四郡が一切認められないことからも明らかである。先に「中国系」の活動よりも「朝鮮系」が重視されたことを指摘したが、それはここでも認められ、その点において歴史教科書の記述は一貫しているといえる。

漢の郡県に対する土着勢力の抵抗は、漢の郡県が徐々に廃止されたり、郡治を西方に撤退させたりしていることからみて首肯されてもよいが、紀元前107年から高句麗の攻撃によって樂浪郡治が遼東に撤退した313年までの約400年間、平壤に存在した樂浪郡や、それを通じて中国文明の一部が朝鮮半島にもたらされたことが無視されてはならないであろう。高句麗の興起には玄菟郡への服属抵抗過

図2『(中学校用)国史』



古朝鮮以後韓半島に登場した諸国

程が大きな意味を持つとの指摘もあり¹³、楽浪・帶方郡下の漢人勢力が高句麗王権や百濟王権に取り込まれ、それら諸国の史的発展過程に寄与したとも考えられているのであって¹⁴、その点からみても彼らの動向は看過できないであろう。漢四郡が「中国史」の一部としてみなされる以上、それを『社会』や『国史』で論じるのは問題があるのかもしれない。しかし、既述した漢四郡の韓国史における重要性を考慮するならば、韓国古代史研究者である姜鍾薰氏も指摘するように¹⁵、彼らの果たした役割についても目を向けることが必要ではなかろうか。

このように『社会』『国史』にみえる「中国系」の記述は「朝鮮系」に比べて少ない、あるいはほとんど無視されているという状況にあると言える。こうした記述がなされるのは『社会』『国史』が、現在の韓国人に系譜的につながると考えられる「朝鮮系」諸族の動向を重視しているためで、それは『国史』という性格上、やむを得ない部分もあるであろう。だが、そのために朝鮮半島で活動し、「韓国史」に大きな影響を与えたと考えられる諸民族の動向が捨象されてしまうという状況となっている。これが『社会』『国史』の特質といえるであろう。

それでは、『社会』『国史』ではいつからこのような記述がなされるようになったのであろうか。そこで次に歴代の中学校・高等学校用の『国史』教科書における古朝鮮・漢四郡記事の内容を比較検討し、この点についてみていくことにしたい。

2.韓国の中学校・高等学校教科書における古朝鮮・漢四郡の記述の変容

韓国の中学校用・高等学校用『国史』教科書における古朝鮮・漢四郡の記述内容を整理したものが、「別表1『国史』教科書における古朝鮮・漢四郡」である。以下、これにそって、古朝鮮・漢四郡の『国史』教科書における記述内容の変遷をみていくことにしよう¹⁶。

(1) 檀君朝鮮に対する記述の変化

檀君朝鮮は、表にみえるように震檀学会『国史教本』(文献1、別表1の文献番号のこと、以下同様)や崔南善『中等国史』(文献2)などにみられるように、早い段階から紀元前2333年に檀君によって建国されたとされている。なお震檀学会『国史教本』(文献1)は檀君の建国した朝鮮を「前朝鮮」とし、後の「後朝鮮」と区別しているが、これは『新增東国輿地勝覽』卷51・平壤條などにみえる檀君の建国した朝鮮を「前朝鮮」、箕子の建国した朝鮮を「後朝鮮」とするのに由来するのであろう¹⁷。

¹³ 田中俊明「高句麗の興起と玄菟郡」(前掲)。

¹⁴ 李成市「東アジアの諸国と人口移動」(『古代東アジアの民族と国家』岩波書店、1998年)。

¹⁵ 姜鍾薰「중·고등학교 국사 교과서에 실린 역사 지도의 문제점과 개선 방향—선사 고대 부분을 중심으로—」(『歴史教育』106、2008年)。

¹⁶ 『国史』教科書の古代史部分の入手には、永島広紀先生(佐賀大)のお手を煩わした。ここに記して謝意を示しておきたい。

¹⁷ 歴代の教科書には古朝鮮を前朝鮮・後朝鮮などとする場合もあるが、以下、それらは檀君朝鮮・箕子朝鮮・衛

ところが50年代になると、金痒基『高等国史』(文献4)のように、檀君朝鮮の建国を檀君によるものと明記せず、檀君神話には当該時期の社会の一端が反映されているという記述もみられるようになる。

60年代においても、歴史教育研究会『中等国史』(文献7)や崔南善『国史』(文献8)のように、檀君によって檀君朝鮮が建国されたとするものもあるが、前掲のように、檀君による檀君朝鮮建国を直接明示しない場合もある。たとえば金痒基『高等国史』(文献11)は檀君神話の内容を紹介した後に、「これは檀君神話のあらすじだが、ここには同胞先祖または国家の始祖に対して、神の子孫と信じるわが先祖の思想が如実に反映されており、檀君が王儉城で建国したことは、狩猟・牧畜生活の舞台である山岳地域から農業に適した川辺に至ったことを伝えているのであり、これは農耕時期にいたって定着的な部族国家が形成された過程を示している」とする。こうした理解は申夷鎬『国史』(文献14)にも認められ、そこでは「以上の神話(=檀君神話)は歴史事実とみなせない」とあり、檀君神話を歴史的事実として認定できないと明記している。そして、金痒基『高等国史』(文献11)のように、檀君神話から人々が狩猟生活から農牧生活へ変化したことを読み解き、檀君朝鮮社会の一侧面を理解しようとしている。

このように檀君神話をただちに歴史的事実とみなさず、そこに檀君朝鮮時代の状況が反映されているという記述は、한우근『国史』(文献15)や閔泳珪・鄭亨愚『国史』(文献16)にも認められる。これは70年代に編纂された『国史』教科書にも確認できる(이상우·차문섭『国史』文献17)。そして、檀君王儉の檀君は祭祀長、王儉は政治的君長とする理解がなされ、檀君朝鮮は祭政一致社会であったとされるようになる。

こうした記述の背後には、みてきたように檀君神話をただちに史実として認めがたいという認識が存在していたのであろうが、このような状況は教科書の記述をみるかぎり、80年代以降変化していくことになる。すなわち、82年に刊行された国史編纂委員会『国史(上)』(文献26)では、『三国遺事』の檀君朝鮮建国記事を「歴史的事実を示している」とし、檀君による朝鮮建国を史実とみなし、その年代を紀元前2333年とする。こうした姿勢はその後の『国史』にも継承されている。

このようにみれば、檀君についての記述は80年代に変化したといえるのではないかとおもう。だが、檀君による朝鮮建国を史実としてみなそうとする認識は、それ以前の50・60年代に認められるのであって、80年代以後の檀君神話・檀君朝鮮に対する理解は、50・60年代の檀君に対する理解の系譜に位置づけられる。

(2) 箕子朝鮮に対する記述の変化

震檀学会『国史教本』(文献1)には「後朝鮮」に対する記述は認められるが、建国者とされる箕子の名前は見あたらない。これは箕子東來說への不信感、箕子の殷出自と無関係ではなかろう。それゆえ『国史』においては箕子について論及しない、という選択肢も存在したのであろうが、40-50年代にかけての『国史』では、箕子の東来伝説について積極的に言及している。

たとえば、申夷鎬『中等国史』(文献3)では箕子が実際に東來したと見なすのは困難であるとし、「漢族は衛溝の侵入から楽浪の滅亡まで、500余年もの間、朝鮮半島の一角を占め、わが民族と互いに交

氏朝鮮として論じることにする。

戦したので、樂浪の漢人たちは平壤一帯の占領を合理化するために、箕子が朝鮮半島を開拓した、と創作した」とし、箕子東来伝説が後世、漢人によって造作されたことを強調している。これは金庠基『国史』(文献4)、曹佐鎬『中等国史』(文献6)、歴史教育研究会『中等国史』(文献7)などにも見られる理解の仕方である。

このように40-50年代においては、箕子東来说が後世、漢族によって造作されたものと解釈され、その史実性が積極的に否定されたのである。これは資料批判の観点からなされたものであろうが、『史記』卷38宋微子世家に「武王既克殷、訪問箕子、於是武王乃封箕子於朝鮮……」などとあるように、箕子が朝鮮の王として冊封されたという記事がある以上、それをどのように理解すべきか、という『国史』執筆者たちの問題関心とも大きく関わっていたものとおもわれる。それだけに、40-50年代の研究者たちも積極的に箕子東来伝説を否定したのであろう。

ところが、60年代半ばからは、箕子東来ははじめから伝説としてその史実性を認めないと解釈からか、教科書にみられなくなってしまい、わずかに国史編纂委員会『国史(上)』(文献27)の註において、『史記』、『漢書』地理志、『三国遺事』などに箕子の東来伝説が見られるが、史実としては理解できない、という記述がなされるのみとなる。当然、それまでそれとかかわって論じられてきた箕子東来伝説の造作過程に対する記事もみられなくなっていく。このように箕子は60年代半ばからほとんど教科書にみられなくなっていくのである。

(3) 衛氏朝鮮に対する記述の変化

衛氏朝鮮の建国者である衛満については『史記』朝鮮伝に「朝鮮王満者、故燕人也」とあり、衛満についても箕子同様、それをいかに『国史』に位置づけるか、ということが問題になったものとおもわれる。それを端的に示すのが、崔南善『中等国史』(文献2)であろう。ここでは「(古朝鮮)西方から二千百年ほど前に長らく中国で暮らし、中国人の性格をよく知る衛満という人物が戻ってきたので、朝鮮では中国人に関する問題を彼に担当させた」とし、衛満は本来、古朝鮮出身であったが、燕に居住し、再度故国に戻り、王となつたと理解している。同じ崔南善の執筆した『高等国史』(文献5)では衛満を「燕に行き役人となっていた」とし、『国史』(文献8)でも衛満を「長期間燕で居住し、中国人の性格をよく知る」人物として描いている。衛満を古朝鮮出身とすることによって、衛氏朝鮮を『国史』に位置づけようとしたものとおもわれる。

だが60年代になると、彼が中国を出自とすることは完全に否定しないものの、*ホイセク*『我が國の文化史』(文献10)のように、衛満の出自を具体的に「燕人」と記さないような記述がみえるようになっていく。これは『国史』に燕を出自とする衛満の活動を記すことに対する配慮からなされたものであろう。

こうした理解と関わって国史編纂委員会『国史』上(文献29)の註では、衛満が古朝鮮に入国するに際して鬚を結い、朝鮮の服装をしていたことから、彼は「燕に居住していた朝鮮人とおもわれる」と推定している。こうした理解は40-60年代の崔南善の主張と酷似する。このような衛満に対する解釈は、同時に衛満の位置づけが『国史』執筆者にとって問題であったことを示唆しているといえる。それと関連するのであろうか、衛満や衛氏朝鮮の記述は檀君関連記事に比して全体的に少ないようにおもわれる。

ある。

(4) 漢四郡に対する記述の変化

最後に漢四郡の記述についてみていくことにしよう。これは漢の郡県であるため、箕子や衛滿同様、あるいはそれ以上に『国史』に位置づけることが『国史』編纂者にとって問題となったものとおもわれる。それゆえ、震檀学会『国史教本』(文献1)では本文でこれについて論及せず、「【附】」を設け、そこで楽浪を中心には在来文化と漢文化が混ざり合って「樂浪文化」が形成され、それが朝鮮半島の諸族に与えた影響は小さくない、と論じている。やがて、漢四郡は本文のなかで論述されるようになり、漢四郡の設置地域が図示され、その変遷、「樂浪文化」の説明、それが東夷諸族に与えた影響などが述べられるようになっていく。

たとえば金痒基『高等国史』(文献4)では漢四郡と帶方郡が図示され、そこから出土した銘文博や遺物などの写真が付されるとともに、「樂浪は後の帶方とともに、東方世界における文化交流の大きな中心点となった」と評価され、それとの交流を通して朝鮮半島の諸族は高度な漢の文化を取り入れてみずから文化を形成した、としている。また歴史教育研究会『高等国史』(文献12)では漢四郡が、第一に政治的に土着種族の自覚を促し、部族国家へと発展させ、古代国家形成の原動力となったこと、第二に人・物資の往来によって発達した中国の社会制度が在地社会を刺激し発達をもたらしたこと、第三に文化発展に寄与したことから、漢四郡は「わが民族に影響を与える、わが国の文化発達に大きな影響を与えた」としている。

だが、そうした指摘とともに看過できないのは、第一に、漢四郡の設置によって民族自覚が促されたことが指摘されている点である。これは崔南善『中等国史』(文献2)にあるように、はやくから明示されたものであった。このことは、漢四郡の設置が既述のように朝鮮半島の諸族の部族国家形成、古代国家形成の原動力として理解されることもあるものの、漢による朝鮮支配という、異民族による自国支配とそれに対する抵抗という観点とも関わっているのであり、それを軽視してはならないであろう。

第二は、「樂浪文化」など漢文化の影響によって、朝鮮民族固有の純朴な風俗が失われていったとする点である。これは曹佐鎬『中等国史』(文献6)、崔南善『国史』(文献8)などに認められ、漢四郡設置とそれにともなう漢文化の流入に対する批判である。漢四郡の在地社会に及ぼした問題点が論及されているのである。

第三は、「樂浪文化」を紹介しつつも、それを「漢の文化」とし、朝鮮古代諸族の文化と区別する点である。한우근『国史』(文献15)はそのように解釈した上で、それによって朝鮮民族の文化発展が阻害さ

図3 文献4の漢四郡図



한사군의 위치 漢四郡の位置

図4 文献4の樂浪郡・帶方郡図



한사군의 위치 帯方郡の位置

れたと論じている。こうした理解は이상욱·차문섭『国史』(文献17)や邊太燮『国史』(文献18)などにも認められ、70年前後から登場する。

このように70年代以降、次第に漢四郡や楽浪文化に対する否定的な見解が登場するようになっていく。それは漢四郡やそこでの花開いた「楽浪文化」が、朝鮮民族の歴史・文化として位置づけがたい、ことと無関係ではない。

そして、文教部『国史』(文献23)以降、それまで数頁にわたって言及されてきた漢四郡・「楽浪文化」に対する記述は次第に少なくなっていく。文教部『国史』(文献23)では漢四郡の位置を示した図がみえなくなり、その記述は1頁の半分程度になる。さらに文教部『国史』(文献24)では「漢郡県の変遷」という項目は設けられているものの、それまで記載されていた、漢四郡の東夷諸族に与えた影響や韓国史上の意義については全く言及されなくなっていく。

さらに80年代に刊行された文教部『国史』(文献26)になると、漢四郡については、「その後、漢は古朝鮮の一部地域に勢力を伸ばし、朝鮮民族は継続して抗争し、それを追い出すことに成功した」という記述だけになる。これは本文でわずか3行である。当然、従来、教科書の本文や図に列挙されていた楽浪郡・玄菟郡・真番郡・臨屯郡という個別の郡名もまたその設置地域についてもまったく論及されていない。こうした楽浪郡など漢四郡軽視は、楽浪郡が設置されていた時期の東夷諸族の分布図に楽浪郡など漢四郡がみえない、というところに端的に示されている。80年代に入り、漢四郡の位置づけはきわめて小さくなるのである。

それは90年以後にも継続して認められる。1996年に刊行された文教部『国史』(文献28)、文教部『国史』(文献29)もまた漢四郡に対する記述は、ともにわずか3行にすぎない。そしてそれは既に指摘したように現在にも認められるのである。

以上、歴代の『国史』教科書における檀君朝鮮・箕子朝鮮・衛滿朝鮮・漢四郡の記述の変遷についてみてきた。その結果、おおよそ檀君朝鮮についてはほぼ一貫して重視されているのに対して、箕子朝鮮は当初からほぼ一貫して教科書ではみられない。また、箕子の東來伝説については、40-50年代ではそれを積極的に否定する記述がみられるものの、やがてみられなくなる。一方、衛氏朝鮮の建国者衛滿については、朝鮮人でありつつも燕に居住し、再度帰国したという指摘が40-50年代になされ、近年になって再度認められるようになる。教科書の表記は以上のような変遷をたどるが、このなかでもっとも大きく変化したのが、漢四郡に対する記述である。従来、それについては「楽浪文化」とともに記述されていたが、70年代半ば以降、ほとんどみられなくなり、また郡名やその位置を記した図も消えてしまう。このように、おおよそ『国史』教科書における「中国系」の記述は徐々に減少していく。こうした変化が当該期の韓国における韓国古代史研究の動向とどのように関わっているのか、という点については今後の課題であるが、このような変遷過程を経て現在の『国史』教科書が作成されているのである。

3. 日本の歴史教科書の問題点

(1) 神話記述について

これまで韓国の歴史教科書について、近年の朝鮮古代史研究の成果をふまえつつ論及してきたが、次にこうした視点から日本の歴史教科書を検証してみたい。もっとも、これについてはすでに多くの指摘もあり、筆者の専門外でもあるため、ここでは韓国の歴史教科書で指摘した神話の問題と朝鮮古代史に関連する部分の記述に限定して論及することをお断りしておく。

さて、日本の歴史教科書における個々の朝鮮古代史に関する記述を検討する前に、まずあらかじめそれにおける朝鮮古代史の記述の傾向を把握しておきたい。

高等学校の世界史B・日本史Bの朝鮮古代史の記述についてみてみると、おおよそ世界史Bにおけるそれはかなり少ないことがうかがえる。世界史Bでは、ほぼすべての地域の歴史を叙述せねばならず、そのため、どうしても朝鮮古代史に関する部分も少なくなってしまうことがその理由の一つであろう。

別表2は、朝鮮古代史上、つとに有名な「広開土王碑」に関する中学・高校の歴史教科書の記述を整理したものである。これによれば、近年の高校の教科書のうち、日本史Bでは2003年検定の三省堂『日本史改訂版』・東京書籍『日本史B』を除外すれば、みな「広開土王碑」に関する記述と写真が認められるのに対して、世界史Bでは一部の教科書を除き、多くは「広開土王碑」についての記述がなく、その写真を掲載するものは皆無である。これは「広開土王碑」に倭の活動が記されており、日本古代史上重視されているためもあるが、本来、「世界史」の一部を構成するはずの高句麗の資料である「広開土王碑」は、世界史よりも日本史で重視されていることが注目される。こうした傾向は「広開土王碑」だけではなく、朝鮮古代史全般にわたって認められ、それは中学の歴史教科書においても同様である。日本では朝鮮古代史が世界史のなかで詳論されるのではなく、日本史と関わって論じられているところに特色があるといえよう。

このように日本の歴史教科書における朝鮮古代史の記述の位置づけを確認した上で、改めてその内容を点検してみると、韓国の歴史教科書の記述の問題点として指摘したような、再検討を要すべき表記が認められる。

第一に、檀君神話と関わって論及した神話の問題である。別表3のように、現在の中学校の歴史教科書では、『新編新しい社会 歴史』(東京書籍、2005年検定)、『中学生の社会科 歴史』(日本文教出版、2005年検定)、『中学社会 歴史』(教育出版、2005年検定)のように、神話について全く言及しないものがある一方で、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)、『中学生の歴史』(帝国書院、2005年検定)、『中学社会歴史的分野』(日本文教出版、2005年検定)、『中学社会歴史的分野』(大阪書籍、2005年検定)、『わたしたちの中学社会 歴史』(日本書籍、2005年検定)、『新中学歴史』(清水書院、2005年検定)などのように神話を取り上げるものもある。このうち、『中学生の歴史』(帝国書院、2005年検定)は、「天孫降臨の神話」として、日本のニニギの降臨と高句麗の解慕漱の降臨を紹介し、その類似性を指摘するが、解慕漱は高句麗神話ではなく、高句麗の始祖朱蒙の出自である夫余の神話に登場する人物であるから、これを高句麗の神話として紹介するのは誤解を招きかねないな

どの問題もあるが、いずれにしても『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)を除いて、上記の神話を取り扱った教科書の神話に関する記述は、簡単に神話の内容の抄訳が紹介された、コラム的なもので、分量も決して多くはない。これは神話の史実性が問題視されたためであろう。

ところが、それに対して『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では合計3頁にわたり神話の内容が紹介されている。しかも、それは一個所にとどまらず、二個所に及んでいる。第一のそれは「ご先祖様のプレゼント 神武天皇と東征伝承」で、第二のそれは「ご先祖様のプレゼント 日本の神話」である。前者は、題目通り、神武天皇の東征を説明したもので、後者は「イザナギの命とイザナミの命」、「天照大神とスサノウの命」「大国主命とニニギの命」の三部からなり、それぞれの神話の内容を紹介する。また、「ご先祖様のプレゼント 神武天皇と東征伝承」は「大和朝廷と古墳時代」と「東アジアの国々と大和朝廷」の間に配され、大和朝廷による統一・国家形成過程と関わって紹介され、「ご先祖様のプレゼント 日本の神話」は「平城京の造営と奈良時代」と「律令国家と大仏建立」の間にあり、『古事記』『日本書紀』の編纂と関連づけて取り扱われるようになっている。

藤岡信勝氏らによってそれに先だって執筆された『市販版 新しい歴史教科書 改訂版』(扶桑社、2005年)にも「読み物コラム 神武天皇の東征伝承」と「読み物コラム 日本の神話」が認められ、『新編新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)と比較してみると、その記述内容は、いくつかの字句の違いを除けば、同一である。配置場所についても「神武天皇と東征伝承」が「大和朝廷と古墳の広まり」と「大和朝廷と東アジア」の間に、「日本の神話」が「奈良時代の律令国家」と「飛鳥・天平の文化」の間にあり、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)で指摘したように、前者が大和朝廷による統一と国家形成過程に、後者が『古事記』『日本書紀』の編纂と関わって議論されるようになっている。

こうした点からみて、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)の神話記事は、『市販版新しい歴史教科書 改訂版』(扶桑社、2005年)のそれを継承したものといえる。さらに藤岡氏も関わったそれに先立つ、西尾幹二他『中学社会 新しい歴史教科書』(扶桑社、2001年検定)版でも神話が紹介されているから、神話の掲載についてはそれ以前から一貫して継承されているといえる。

ただ、変化した部分も認められる。神話の内容をつたえる個所は『市販版 新しい歴史教科書 改訂版』(扶桑社、2005年)では「読み物コラム」とされてきたが、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では「ご先祖様からのプレゼント」と変化しているのがそれにあたる。同書の説明によれば「ご先祖様のプレゼント」は、「日本の風土とそこに住んだ人々が、海外からもたらされた情報も上手に利用して、つくりあげた、智恵や文化、伝統の話」であるという。神話がここで示されたような意味をもち、「ご先祖様のプレゼント」と説明されてよいのかどうか疑問がないわけではないが、これからみれば、神話の取り扱いがより重視されたかのような印象を与える。

いずれにしても、神話に関する教科書の分量からみて、また、本書のみが他の歴史教科書ではみられない神武東征伝承やイザナギの命、イザナミの命などの神話を比較的詳細に記述することからみて、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では、神話がかなり重視されていることは間違いないだろう。しかし、既述のように他の教科書では、神話について論及しないか、あってもごく簡単に紹介される程度であるから、これはむしろ例外といってよく、その限りにおいて、このことはこの教科書の特徴の一つとみてよかろう。

一方、高校の歴史教科書における神話の記述はどうであろうか。中学の歴史教科書の場合、『古事記』・『日本書紀』と関わって、神話の内容を紹介するものも認められるが、高校の歴史教科書の場合、管見するところ、以下に指摘する教科書以外はみな神話の内容については言及していない。唯一、それについて論及するのが、『最新日本史』(明成社、2002年検定)である。神話は、「第一章 古代国家の形成」—「統一国家の成立」の「日本の建国伝承」のなかで、「日本の統一国家への動き」の「大切ながかり」として位置づけられ、神武東征伝承、崇神天皇代の大彦命などの四将軍の派遣、日本武尊の熊襲・蝦夷討伐が本文で記され、「日本の国生み神話」がコラムとして紹介されている。

『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)がコラム的な扱いであったのに対して、ここでは神話の内容が本文で紹介され、かつそれも神武東征伝承だけでなく、崇神天皇代の四将軍派遣なども紹介されており、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)と比較してかなり詳細なものとなっているのがわかり、これを同書の特徴として指摘しうる。だが、このように神話の内容を本文でかつ比較的詳しく伝えるのは、既述のように、この教科書だけであり、他はまったく神話の内容については触れていない。それゆえ、全体的な傾向からすれば、これもまたむしろ例外に属するといってよからう。

このように神話を重視する歴史教科書は決して多いとはいえない。しかし、そうであってもそれを等閑視するわけにもいかないであろう。そもそもこれらの教科書は史実ではないと断った上で神話をわざわざ掲載しているのであるが、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では神話を紹介した上で、「もっとくわしく知ろう」と題して、スサノウの命・大国主命の「成長の様子を調べてみよう」、神話に登場する神々が祭られている地元の神社について調べてみよう、などと記し、より深く神話について検討すべきことを課題として設定している。神話を紹介するというよりもそれをより積極的に理解・活用しようとしているのである。また『最新日本史』(明成社、2002年検定)では本文で神武東征だけでなく、崇神天皇代の四将軍派遣など、比較的に詳細に記されている。既述のように、他の教科書では神話は紹介すらされていないものもあり、あってもごく簡単な説明にとどまっていることを考慮すれば、中学・高校の歴史の授業という限られた時間のなかで、史実としては認めがたい神話を積極的に取り上げる必要があるのか、という疑問が生じる。

さらにこの問題を考える上で軽視できないのは、これについての歴史学会からの指摘・非難がふまえられていないことである。そもそも教科書への神話掲載については、2001年に刊行された『新しい歴史教科書』(扶桑社)以後、歴史学者によって問題視され、たびたび批判してきた¹⁸。すなわち、神話・伝承の掲載は日本歴史の起源が天皇統治であることを強調しようとしたものであるが、『古事記』や『日本書紀』の神話・伝承は、万世一系を強調し近代国家の君主としての正統性を確認しようとした、近代日本の現実的課題を背景に国民の神話として新たな意味をもって蘇ったのであり、『古事記』『日本書紀』のそれは、7~8世紀初に、古代律令国家を成立せしめた支配者が自らの正統性の根源を神の時代に求めたもので、『古事記』『日本書紀』に「民族」の歴史をさぐることはできないという批判である。このような指摘は基本的に遵守される必要がある。

¹⁸ 李成市「古代史の問題点は何か」(小森陽一他編『歴史教科書 何が問題か—徹底検証Q&A—』岩波書店、2001年)、同「日韓歴史教科書の古代史叙述をめぐって—『新しい歴史教科書』と『国定国史教科書』を中心に」(歴史学研究会編『歴史教科書をめぐる日韓対話』大月書店、2004年)など。

このような批判をうけてか否か詳らかではないが、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では神武東征伝承について「古代の日本人の理想をこめてえがきあげ」られたもので、「古代の人々が国家や天皇についてもっていた思想を知る上で大切な手がかりになる」と、わざわざことわっている。さらに日本の神話も『古事記』・『日本書紀』編纂について説明した後に、取り上げられるようになっている。しかし、既述のように、神武東征伝承は大和朝廷の国内統一と関わって取り上げられているようになっており、かねてからの主張のように、日本の歴史が天皇統治に始めることを強調するかのような表記となっているのである。それゆえ、歴史学者の批判が受け入れられ、改善されたわけではなく、むしろそうした指摘の最も重要な部分は無視されたかのようであり、問題は依然として存在するのである。『最新日本史』(明成社、2002年検定)もまた、『新しい歴史教科書』(扶桑社、2001年)刊行後の歴史学者からの神話掲載に対する上記のような批判の後に刊行されているため、同様な問題を包含するとみてよい。

そもそも、神話を取り上げない教科書、またとりあげてもごく簡単な表記にとどまることからも明らかのように、神話の内容を詳細に記述していること自体が異例で、かつそのことが問題視されているのであるから、その掲載をも含めて、これについては再度、熟考する必要があろう。

(2) 古代日朝関係史記述について

第二の問題点は、古代日朝関係史に関する記述についてである。戦後日本の朝鮮古代史・古代日朝関係史研究では、戦前主張されてきた大和朝廷の朝鮮南部支配について精力的に研究が進められ、現在ではこうした理解は否定されている。教科書の記述もこうした学界の動向を反映して、大和朝廷の朝鮮南部支配の象徴ともされた任那日本府は、山川出版社の日本史教科書の場合、『要説日本史』1971年検定版を最後にみられなくなる。その後、同社『詳説日本史』では1981年検定版、同社『要説日本史』では1988年検定版まで、大和朝廷が朝鮮半島南部の「加羅(任那)」を「勢力下におさめた」と記述されていたが、それ以後では、こうした表記はみられなくなり、「そこ(加羅(任那); 井上)を拠点として高句麗の勢力と対抗した」(『詳説日本史』1983年検定)と表記が変化し、同書の2006年検定版では「4世紀後半に高句麗が南下策を進めると、朝鮮半島南部の鉄資源を確保するために、はやくから伽耶(加羅)と密接な関係を持っていた倭国(大和政権)も高句麗と争うことになった」という表現となっている。こうした傾向はおおよそ他社の歴史教科書にも認められる。

しかしながら、その一方で、教科書のなかには依然として、大和朝廷が朝鮮半島南部に拠点を築き、勢力を維持しつづけていたかのような印象を与える表記をするものも認められる。

そうしたものとして、まず『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)があげられる。同書では、「4世紀後半に大和朝廷が「半島南部の任那(加羅)という地に拠点を築いたと考えられる」とし、さらに「562年、ついに任那は新羅にほろぼされ、大和朝廷は朝鮮における足がかりを失った」と記述されている。2005年検定の他の中学校の歴史教科書では、「倭が「加羅(任那)地方の国々と結ん」で、高句麗と対抗した(『新編新しい歴史教科書』東京書籍)、「加羅(伽耶)とのつながりを強め」高句麗に対抗した(『中学生の歴史』帝国書院)、「朝鮮南部との関係を深めた」(『中学社会歴史』教育出版)、「朝鮮

半島南部に勢いを伸ばす」(『中学生の社会科歴史』日本文教出版)という表記で、比較的簡潔であるのに対して、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年検定)では、他には認められない「任那」滅亡まで記されており、他と比べても詳細な記述となっている。それだけに同書が大和朝廷の朝鮮半島進出過程を重視していることを示すものとして注目される。

しかし、「広開土王碑」などから明らかなように、倭国の軍隊が朝鮮半島南部で活動していたことは認められるものの、そこからすぐさま大和朝廷が4世紀後半に「任那(加羅)」に拠点を築いたとは、今日の日朝古代史・加耶史の研究レベルからみても首肯しがたい。そもそもこうした理解の前提となる史料的根拠も認められないものである。それゆえ、このような記述は問題で、既述のように、同書では大和朝廷と朝鮮半島との関係が重視されているのであれば、それはなおさらであろう。

だが、歴史学の立場からみてより問題なのは、こうした記述が同書に先立つ『中学社会改訂版 新しい歴史教科書』(扶桑社、2005年)、『新しい歴史教科書』(扶桑社、2001年検定)にも認められており、それに対して朝鮮古代史研究者によって問題であると指摘された¹⁹にもかかわらず、若干の字句の修正を経ただけで、一貫して掲載されていることであろう。歴史学の研究成果がほとんど無視されているのであって、歴史家はこの点を軽視できないようにおもう。韓国の教科書において、歴史学の成果が必ずしも反映されていないことを指摘したが、こうした点は日本においても認められるのであり、これは日韓歴史学界の共通した課題といえよう。

さらに、これ以外にも、大和朝廷と朝鮮半島諸国との関係についての表記について注意を要する教科書が存在する。『日本史B』(実教出版、2007年検定)は、新羅による加耶諸国の支配の註に、「『日本書紀』では562年に新羅が任那日本府または官家を滅ぼしたと伝えている。日本府の語はこのころはまだ存在せず、官家とよばれていたとおもわれる」とあり、これによれば、「日本府」は存在していないかったものの、「官家」が実在したかのような印象を与える表記となっている。しかし、現在の朝鮮古代史・古代日朝関係史の研究成果に照らしてみても、朝鮮半島南部に日本の天皇の直轄地である「官家」が存在したとは考えられず、こうした記述は問題であろう。

また、これと関わって刮目せざるを得ないのは、「任那四県割譲」に関する表記である。別表4はそれを整理したものであるが、それによれば既述の実教出版『日本史B』(実教出版、2007年検定)は大伴金村の失脚に関する注で、「大和政権は、512年に百済の加羅(任那)4県に対する支配権を容認し、金村はこれに関して賄賂を受け取ったと非難され、失脚した」とし、大和政権が「加羅(任那)四県」に対する百済の支配権を認めた、とする。同社『高校日本史B』(2007年検定)も「百済は倭国から、加羅西部(任那4県)の支配権を認められるとともに、倭国に五經博士を派遣した」と表記し、やはり、百済が倭国から「加羅西部(任那4県)」の支配権を承認された、とする。また、同書の本文の図の説明には「512年に百済がゆずり受けた加羅の四県」とも記されている。この場合、「ゆずりわたした」の主体は記されておらず、「加羅」とも考えられないわけではないが、「加羅」が百済に対して「加羅西部(任那4県)」を「ゆずり」わたしたのであれば、なぜそうなったのか、そこにいたるまでの経緯が必要となつてこよう。そもそも、倭国が百済の加羅四県の支配権を認めた、という本文を参照すれば、それは「倭国が加羅

¹⁹ 李成市「古代史の問題点は何か」(小森陽一他編『歴史教科書 何が問題か—徹底検証Q&A—』前掲書)。

西部(任那4県)の支配権を「ゆずりわたした」と解釈するのが自然である。このように百済の「任那四県」に対する支配を倭国が承認するという表記は、これ以外にも2007年検定本では、『日本史B』(三省堂)、『新日本史』(山川出版社)にも認められ、それ以前のものについても、2002年検定の『最新日本史』(明成社)、2003年検定の『新日本史』(桐原書店)などもこうした記載がなされている。

こうした説明の仕方は、まるで倭国が朝鮮半島南部の帰属権を有していたかのようであり、百済の「加羅」地方への領土拡大は、倭国の承認が必要との印象を与えていた。確かに近年、「任那四県割譲記事」は、百済から倭国に対して百済の全南地域の一元的支配を承諾し、協力するような要請があったとする見解も提示されている²⁰。しかし、そうした主張の背後には、栄山江流域には倭人とその子孫である倭系人が一定居住し、百済一栄山江流域一倭国を結ぶ交易に活動しており、栄山江流域が倭国と密接な関係にあり、この地域が百済支配下となると、倭人系の活動も大きな制約されるため、そのことが当該期の大和朝廷内で大いに議論されるべき問題であった、という前提があつてのことだ、こうした説明なしに、倭国が百済の支配権を認めたのみ記すのは、上記のように倭国が当該期の朝鮮半島の支配帰属権を有していたかのような誤解を与えかねない。

そもそも、こうした理解の一方で、「任那四県割譲」は『日本書紀』にあるように、512年突如としてなされたものではなく、百済の熊津遷都(475年)以後、長時間かけて領有してきたことを『日本書紀』的な表現で表記したものとする見解もあり²¹、これについても今後学界で検討されるべき課題の一つである。こうしたこともあるてか、「任那四県割譲」を直接明言しない『高校日本史改訂版』(山川出版社、2007年検定)・『日本史B改定版』(清水書院、2007年検定)や百済の当該地域の支配権が確立したことを示し、倭国がその領有権を認めたことについては明言を避ける『詳説日本史』(山川出版社、2006年検定)もあるのである。こうした点を前提とすれば、当該部分に関しては、もう少し慎重な記述が必要ではないかとおもわれる。

結語

以上、これまで韓国の歴史教科書の内容ならびにその記述内容の変遷について論じ、さらに日本の歴史教科書の神話・朝鮮古代史に関する記述について論及し、日韓双方の教科書にも現在の歴史学の研究成果からみて問題があることを指摘してきた。こうした問題の背後には、朝鮮古代史・日本古代史に対する両国学界もしくは、研究者個々人の見解の相違によるものも少なくない。その点は、斯界の問題として、今後も積極的に継続して議論していく必要があり、それだけに当該部分に関する教科書の記述にあたってはこうした議論をふまえつつ、やや慎重な記述態度が求められるとともに、研究成果のフィードバックをはじめ、歴史学界と教科書作成者とのより一層の連繋が重要となろう。

だが、それ以上に問題なのは、本文でも縷述したように、歴史学界の成果や指摘がこれまで幾度と

²⁰ 熊谷公男「いわゆる「任那四県割譲」の再検討」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』39、2005年)。

²¹ 田中俊明「いわゆる「任那4県割譲記事」の新解釈」(『第20回 東アジア古代史・考古学研究会 交流会予稿集』朝鮮古代研究会、2008年)。

なくなってきたにも拘わらず、それが教科書に十分に反映されていないものも認められることであろう。歴史の解釈をめぐって、さまざまな立場から意見が提出され、統一的な見解をみないものの数多く存在しており、それらの観点から教科書が執筆されることも不可能ではない。だが、歴史教科書が歴史を記述するものである以上、それは思い込みなどによるのではなく、史料批判や徹底した文献考証から導き出された議論を基礎として作成されねばなるまい。そのためには、それを必須作業とし、研究を進展させてきた歴史学の成果が軽視されてはならず、歴史研究者は史学研究の深化だけでなく、それをふまえた教科書作成のためにも、こうした作業を決しておろそかにしてはならないのであって、改めてそれを筆者の自戒とし、かつそれを常に意識しながら、今後の研究をすすめていくことを約束し、このつたない小考を終えることにしたい。

別表1 『国史』教科書における古朝鮮・漢四郡※【】は教科書の項目

書名	刊行年	出版社	執筆者	著者	備註	漢四郡
1 『国史教本』	1946	軍政庁文教部	震聰會	檀君王俗が平壤を中心へ国家を立てた前國者の名前なし	*「後朝鮮」も認められるが、建準王の時にはやく帰化し西周國境に勢力を置いていた燕人衛滿が國を開いた(=前194年)	漢四郡は【附】として記載「この樂浪平壤の四郡は【附】として記載「この樂浪平壤一体を中心にして在來文化と漢文化が交流していく才ある樂浪文化が樂浪遺跡が発達して、この文化が我が國の南北諸国に与えた影響も少くない。」
2 『中等国史』	1947	東邦社	崔南善	檀君王俗が平壤にて建国=4280年前	衛滿「西方から2100年前前に燕人衛滿が長さ3丈ばかりの船で支那へ入った」という人物が故國で支那人に関する問題を担当	漢四郡の進歩的な文物と朝鮮本土の豊富な物資が合っさって様々な文化が形成された→朝鮮人の民族比土の自覚を促した
3 『中等国史』 (中学校用)	1948	東方文化社	申勉萬	古朝鮮は檀君王俗が建設した國家 記録には栗原一帶の占領を合理化するために、箕子が朝鮮を開拓したとする。	紀元2140年前(19)に燕人衛滿が侵入 衛滿朝が成立／衛滿が燕人、朝鮮に亡命	樂浪文化と我が國の民族との関係はどうだつたのか?という項目で、樂浪が約400年存在し、中国の文化が流入、樂浪文化が我が國固有の文化に大きな影響を与えた
4 『高等国史』	1957	朝日社	金宰基	檀君神话の内容を紹介しつつ、それをすぐさま『先秦文獻』と『漢書』の子孫と信じる先民の愚昧があわせて略的な箇所から作られたものか、あるいはおり、檀君が王跡を送りたとするのは、狩獵に牧畜生活を舞台とした山岳地帯を離れ農耕社会へ定住生活を行ったことを示す	衛滿は最初から亡命 箕子朝鮮は先秦文獻にみえず、漢人の政局は後れて大きく変遷とその影響漢四郡は大きな影響を与える／政治的には朝鮮国家であったが、中央集権制を採用／民族的意識を自覚／樂浪は後に開拓する帶方郡とともに東方世界における文化交流の大きな中心／漢の文化を受け入れて自分たちのうように発展させた／中国の武器文化の影響は大きい、武器群への突入を促す	【漢四郡の変遷とその影響】漢四郡は大きな影響を与える／政治的には朝鮮国家であったが、中央集権制を採用／民族的意識を自覚／樂浪は後に開拓する帶方郡とともに東方世界における文化交流の大きな中心／漢の文化を受け入れて自分たちのうように発展させた／中国の武器文化の影響は大きい、武器群への突入を促す
5 『高等国史』 (高等学年)	1957	思潮社	崔南善	檀君神話は神話ではなく原史を伝説的に描いたものにすぎない／一千数百年前に、檀君朝鮮が治める古朝鮮が存在／檀君は王の固有名ではなく、社会言祭者／	衛滿は「燕」に行き官吏となっていたのが、朝鮮の名前へ戻ってきた →建國	【漢四郡の名前、設置場所などの因もあり →たゞに、これによつて「本住民の民族的自覚」によつて反抗が激烈となる／「様々な楽浪文化が韓民族に大きな影響を与え、「我が国」の文化を飛躍的に発展させた」「社会制度がおそれの社会を自覚させた部分は多い」】
6 『中等国史』 (中学校用)	1959	英知文化社	崔生鎬	天帝の孫、檀君王俗が平壤333年10月に建国	伝説によるれば、箕子が朝鮮へ東来→信衛滿；勝から亡命して帰化した。漢民族の朝鮮支配のために造られたもの	【漢四郡の設置とそれが洞胞の反抗】漢四郡名説明

7	『中等国史』 (中学校用)	1960	正音社 歴史教育研究会	箕子朝鮮といい社会が登場。箕子朝鮮は後漢人の朝鮮が箕子朝鮮に亡命した後のこと。実際は箕子朝鮮は古朝鮮が発達した後のことで、箕子朝鮮の項目であり、箕子朝鮮は朝鮮王の名前で、太陽の子を意味する。	「箕子朝鮮といい社会が登場。箕子朝鮮は後漢人の朝鮮が箕子朝鮮に亡命した後のこと。実際は箕子朝鮮は古朝鮮が発達した後のことで、箕子朝鮮の項目であり、箕子朝鮮は朝鮮王の名前で、太陽の子を意味する。」	四群設置 → 漢民族の支配によって猛烈な民族抵抗を引き起こした。ただし、これは「我が國の民族文化に社会の発達につきく貢献した」と書かれている。
8	『国史』	1962	民衆書館	崔南善	柏君王の朝鮮を建国=前233年 前233年=前428年	「漢の郡県と民族の自觉」→那県に對抗する朝鮮人で朝鮮人に居住する朝鮮人が潮本土の豊富な物資と融合して様々な文化が形成され、この時代が國の文化を形成したが、その反面、次第に固有の美しい風俗が失われた。
9	『国史』(中学校用)	1965	東国文化社	申夷高	「昔の記録によれば、古朝鮮は檀君が建設した立てた国で前233年10月3日に建国したとある」/最初の国家、古朝鮮「中国の戰国時代にすでに北方地方にあった燕趙・交通」	前194年に燕人の角高滿が古朝鮮と板築・真番・臨屯を滅ぼし、「南朝鮮」を建国
10	『つが国文化史』 (高等国史)	1965	正音社	ホイ・ソク	檀君神話と同様の内容をもつ民族ははやくから東記述なし	四群設置にしてきて、朝鮮の王などは記述なし → 漢民族が漢人であることは記述なし
11	『国史』(中高?)	1967	正音社	金錕基	檀君神話の内容を紹介しつつ、それをすべてに史料とせず、神の子孫と信じる先民の思想があらわされており、檀君が王位を築いたのは、狩獵と牧畜生活を舞台とした山岳地帯を離れた農耕社会となり定住生活を行ったことを示す	四群設置 → 「漢朝の影響」漢族の影響によつて民族意識高揚 / 繁榮は後に現れる帶方郡とともに東方世界における文化交流の大きな中心

12	『高等国史』	1967	教友社 歴史教育研究会	韓民族の文化とその影響 漢朝韓は我が民族をして異民族支配を強化させたといふ点で残念な事実であるが、その反面そこから得る影響も小さくな。その影響の第十は政治的・經濟的に土着民族の台頭をいたした点である。外民族の支配は土着民を自覚させ、その統治から抜け出するために、部族国家へと發展させ、さらに古代國家形式の原動力がなくなった。また発達した漢の政治体制は、いまだ未開な状態にあつた我が国の諸民族の政治的・經濟的大きな影響を与えた。…第三は社会的にも開発された点である。…第三は、文化上において大きく燐爛たる漢文化は漢人による漢文化にすぎないが、これは当然ながら民族に影響を与え、わが国の文化発達に大きな影響を与えた。
13	『最新国史』 (人文系高校)	1968	実学社 李玄熙	韓民族の文化と後世の造作とするいふなる理由も発見できないので、民俗学的、説話学的に研究し、貴重な古典と認識しなければならない／大同江を中心とした韓国での文化発生の最初のみならず
14	『国史』 (人文系高校)	1969	光明出版社 申夷高	韓民族は歴史的事実のみならずが、狩獵生活から農耕生活に変じたことを示す
15	『国史』(人文系高 校)	1969	乙酉文化社 한우교	補幅をそのまま歴史的事実のみならずが、狩獵生活から農耕生活に変じたことを示す 我が、神話には古代への思想と觀念をつかうことができるトーテム崇拜など／韓君王制は新しい部族国家の頂点に登場した古朝鮮の君長

16	『国史』 (人文系高校)	1969	陽文社 閔泳珪・鄭熊宗著／農業社会を示す／王室の世襲化／權君記述なし	閔泳珪・鄭熊宗著は祭配長、王室は政治的な君長を意味する、祭政一致	衛滿が准直前94年※衛滿が漢人であることを記述なし	【漢朝の影響】* 漢朝開拓に関する記述がない (真) 下【漢文化に影響】経済的な採取を行なう郡県は仲長の鉛・染良の施をはじめとして土産物の中継貿易で大きな利益を得る。秦漢文化はこのような行為のせと花開いた。土著勢力は優秀な漢の文化的採取に努力、これを適利に用いて部族開拓し、産業を発展させ、自主性と主体性を強めさせ、ればれん、進歩性をみせた
17	『国史』 (人文系高校)	1970	文號？社 이상옥 차문섭	・補注をそのままであることはできない。權君神話 が汗窯を中心にして成立したのは、最初の王朝が、汗窯を中心としていたことを示す。/權君は祭祀長、王室は政治的君長を意味する。熊と虎はトーラム、信仰と関係「權君神話は蒙古の支配下に苦しんでいた高麗時代にいたり、民族神話として発展した。それ以後權君は民族独立精神と统一意識を象徴した。」	衛滿が准直前94年※衛滿が漢人という表記なし	【漢文化の影響】* これは我が土着民とは關係ない中國人の文化である。「漢朝の設置は、韓半島の部族社会に政治・經濟・社会面で大きな影響を与えた。」/「漢四郡を通じて高度で急速達した鉄器文化が伝播し、農具などが発達して、生产力が増加して安定した神器文化となつた。これとあわせて中国の政治制度が輸入され、土着民間に転換を与え、從前の社会科学組織に対する改変を追求した。」/「漢族の支配による民族意識が高まる
18	『国史』 (人文系高校)	1972	正音社 歴史教育研究会	大陸から多数の漢人が朝鮮半島に流入し、衛満もまたその一人。 ※衛滿が漢人といふ表の社會に日本が改革をもたらした。→金属文化伝播は族長権の増加と農業機具の発展・大規模的制度の輸入と影響によって政治的・民族的觉醒を促進 → 古代国家を活性させる原動力となつた。	大陸から多数の漢人が朝鮮半島に流入し、衛満もまたその一人。 ※衛滿が漢人といふ表の社會に日本が改革をもたらした。→金属文化伝播は族長権の増加と農業機具の発展・大規模的制度の輸入と影響によって政治的・民族的觉醒を促進 → 古代国家を活性させる原動力となつた。	【漢文化の影響】* 漢文化の採取と漢文化との影響】漢文化が土着社会に金属文化を普及させ、直接的な表現ではないが、衛満を燕人とする
19	『国史』 (高校 全学年)	1972	一潮閣 李丙燦	* 權君開運記に思われる部分が次々とあるた め、不明/ただし、残存部分から、權君神話と部族勢力の交代を示し、平壤地域にはやくから部族國家が多数存在していたことを示すものと理解しているようである	齊・燕からの亡命人が朝鮮に入ると衛滿もその一人とする →直接的な表現ではないが、衛満を燕人とする	【漢文化の影響】漢文化が土着社会に金属文化を普及させ、巨大な変動期を招来。鮮鮮人の純朴な風俗が喪失。→ 鐵器時代に突入へ→族長たちに權力を集中させる方法を知らしめ、郡県支配をうけない、地方では多くの陪族国家が成立
20	『国史』 (人文系高校)	1973	東畠出版社 李弘植	補注のみに歴史的真実を追究→太陽崇拝、祭政一致、熊を頂点とするトーム崇拝が存在	遺跡からきた衛滿が政策を採取 (衛滿) ※衛滿が漢人という表記なし	【漢文化の影響】漢文化によって発展に大きな影響/高度な鉄文化が急速に大権力を集中させることを族長たちは郡県を通して学び、部族国家を統合して、古代統一国家を形成し、郡県を追放

21	『国史』 (高校 全学年)	1973	法文社	邊太燮	檀君神话の中における事実が存在する→天に上了 て王の權威を示す・トーテム言語、祭祀、政権、一致／檀君 神話は建设伝説こそぎながら、古朝鮮が最初の国家であり、はやい段階で広まっていたことから 後に全民族の英雄神話となった。	遼東からきた衛滿が政權を奪取（衛滿） ※衛滿が漢人という表記なし	漢郡県の地図／「樂浪文化」...漢文化にすぎず、われはわれの文化ではない／他民族による支配は遺憾だが、漢郡県支配が与えた影響は少なからぬ。／漢文化は高度な文化であったため、漢人の統治によって朝鮮の土着社会に大きな影響を与える 1. 文化上の意義 2. 社会生活の発展 3. 政治上の変化→土着民の自覺をめざし、その支配から脱するための民族運動を誘発、独自的な政治能力の成長 銀器文化によって部族国家が台頭／このように漢の郡県支配は文化・社会・政治など各方面にわたりて非常に大きな影響をあたえ、これが社会を大きく発展させたのである】
22	『国史』 (人文系高校)	1973	教学社	이원순	檀君神话は古朝鮮社会が古朝鮮を始める祭司を中心とした祭典へと受け継がれていた人々を包接、衛滿はそうした人物一人、前194年に建国	古朝鮮は中国から流入した人々を包接、衛滿はそうした人物一人、前194年に建国	漢文化的標榜】漢四郡の地図説明あり【慈良の文化】漢文化の標榜とその影響】漢文化の朝鮮への移入をもたらす／銅器文明は郡県下の朝鮮人に影響を与える／郡县化の接触により、同胞意識を持ち田耕結、部族国家から古代国家への発展をみせるようになつた／純朴な風俗が悪化
23	『国史』 (中学歴)	1975	文教部		檀君神话を紹介した後で、「すこしこじかたい話で記述され るが、このような各國の神話が形成されたのは、まさにその時代(つまり)を神祇的表現したもので、従って、この神話ももつ歴史的意義は非常に重要である。それゆえ私達はこの神話を誇り大切にしなければならない」	前2世紀に中国から移動してきた衛滿が准王を遣し出生建国	漢の郡県が設置されたが、「民族の弱い抵抗によって漢四郡は満州に進出されただけ」／漢文化が長い間民族を経済的に榨取し、政治的にも部族間の統一を妨害したため、新しい国家は生まれなかった／漢文化の及ばない地域にのみ、銅器文化を基礎とする純朴な朝鮮国家が登場＊四郡の跡なし、分量も全体的に少なかつ
24	『国史』 (人文系高校)	1977	文教部		【檀君神话】優勢な部族のなかににはみずからを「天の子」と称する→「天帝の子の相應能熊の变身人の間に生まれた檀君王命が古朝鮮を建国し檀君神話が語られるようになつた」／檀君は祭祀長、王命は政治的君長を意味し、檀君王命は祭政一致の族長／天神御が成立	北中国方面において流移民の勢力の代表である衛滿が古朝鮮の準王を遣し生じて王となつた	【漢四郡の変遷】(半頁、13行のみ)／四郡は交通路に設置／郡県にに対して土着勢力が三戎漫でさす／臨屯郡と真番郡は壠止、玄菟郡は遼東方面に後退／ただ漢民族と帶刀匈奴は長く存続した＊漢四郡の朝鮮における意義などについては全く言及されず
25	『国史』 (中学歴)	1979	文教部	国史編纂委員会	【檀君神话とその意義】檀君神话とは朝鮮民族の思想記述あり 思想歴史的事実の一面が述べられている／「独立国家としての朝鮮民族の歴史が中国と同じ悠久な伝統をもつものと示している」	前2世紀に中国から移動してきた衛滿が准王を遣し出生建国	【古朝鮮の変遷】(漢の郡県)四郡設置(四郡の名前あり)／朝鮮民族の特徴、抵抗によって撤退／全文本体に古朝鮮に対する記述は簡略

別表2 高校教科書における「広開土王碑」記述

○:記載 △:補注・地図にのみ記載 ×:記載なし

検定年	教科書名	出版社	記述	写真	備考
2007	新日本史 改訂版	山川出版社	○	○	
	高校日本史 改訂版	山川出版社	○	○	
	日本史B 改訂版	三省堂	○	○	
	日本史B 新編刊	実教出版	○	○	
	高校日本史B	実教出版	○	○	
	日本史B	清水書院	○	○	
	新世界史 改訂版	山川出版社	×	×	
	詳説世界史	山川出版社	△	×	補注に記述あり、地図中に「広開土王碑」記される
	新編世界史B	帝國書院	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	世界史B	三省堂	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される、また本文に広開土王の説明あり
2006	世界史B改訂版	清水書院	○	×	
	詳説日本史	山川出版社	○	○	
	高校世界史 改訂版	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	新選世界史B	東京書籍	×	×	
	世界史B	東京書籍	△	×	補注に記述あり、地図中に「広開土王碑」記される、本文に広開土王の説明あり
2003	世界史B 改訂版	実教出版	△	×	補注に記述あり
	改訂版世界史B	第一学習社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	日本史B 改訂版	三省堂	○	×	
	新日本史	山川出版社	○	○	
	高校日本史	山川出版社	○	○	
2002	新選日本史	東京書籍	○	○	
	日本史B	東京書籍	○	×	
	新日本史B	桐原書店	○	○	
	日本史B	三省堂	○	○	
	日本史B	清水書院	○	○	
1997	日本史B	実教出版	○	×	
	世界史B 100	清水書院	○	×	
	世界史B	三省堂	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される、また本文に広開土王の説明あり
	新世界史	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	高校世界史 世界史B	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
1993	詳説日本史	山川出版社	○	○	
	詳説世界史	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	詳説日本史	山川出版社	○	○	
1992	詳説世界史	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	要説日本史	山川出版社	△	×	補注に記述あり
1991	詳説世界史	山川出版社	×	×	ただし、地図中に「広開土王碑」記される
	詳説日本史	山川出版社	○	×	
1989	新日本の歴史	山川出版社	○	×	
	要説世界史	山川出版社	×	×	

○中学教科書における「広開土王碑」記述

検定年	教科書名	出版社	記述	写真	
2009	新しい歴史教科書	自由社	○	○	
2005	新編新しい社会 歴史 改訂版新しい歴史教科書	東京書籍 扶桑社	△ ○	×	補注・地図に記述あり
	中学生の歴史	帝國書院	×	×	
	中学社会歴史的分野	日本文教出版	×	×	
	中学生の社会科 歴史	日本文教出版	×	×	
	中学社会 歴史	教育出版	×	×	
	中学社会歴史的分野	大阪書籍	×	×	
	新中学校歴史	清水書院	×	×	
	わたしたちの中学社会歴史的分野	日本書籍	△	×	地図に広開土王碑あり
	新しい社会 歴史 新しい歴史教科書	東京書籍 扶桑社	×	○	
	新編新しい社会 歴史	東京書籍	△	×	補注に記述あり
1992	新しい社会 歴史	東京書籍	△	×	補注に記述あり
1989	新編新しい社会 歴史	東京書籍	△	×	補注に記述あり

別表3 中学教科書における神話記事の記載

検定年	教科書名	出版社	神武	神話	
2009	新しい歴史教科書	自由社	○	○	
2005	新編新しい社会 歴史 改訂版新しい歴史教科書 中学生の歴史	東京書籍 扶桑社 帝国書院	×	×	
			○	○	
			×	○	簡単なコラム、高句麗の神話として解説を登場させるのは問題、解説は北扶余の王『遺事』、『三国史記』では扶余、東夫余の前の旧都
	中学社会歴史的分野 中学生の社会科 歴史	日本文教出版	×	○	大阪書籍と同内容、著者同じ、発行者異なる
	中学社会歴史的分野	日本文教出版	×	×	日本文教出版と同内容、著者同じ、発行者異なる
	中学社会 歴史	大阪書籍 教育出版	×	○	大阪書籍と同内容、著者同じ、発行者異なる
	わたしたちの中学社会歴史 歴史的分野	日本書籍	×	○	出雲の国引きの神話 コラムで簡単に
	新中学校歴史	清水書院	×	○	神話と伝承というコラム 「神話には古代日本人の自然観があらわれているものが多い」
2001	新しい社会 歴史	東京書籍	×	×	
	新しい歴史教科書	扶桑社	○	○	

※「神武」は神武天皇の東征伝承に関する事をさし、「神話」とはその他の神話のことを示す

別表4 高校日本史教科書朝鮮古代史・日本古代史關係記述

備考 2003年検定本のうち、2007年検定本を調査したものは除外している。

批評文(李讚熙)

筆者は第一に、韓国の歴史教科書の内容と記述内容の変遷について論述し、第二に、日本の歴史教科書の神話および韓国古代史、日韓関係史に関する記述について検討し、日韓両国の教科書に現在の歴史学の研究成果から見て問題があることを指摘している。

筆者が検討した内容のうち、韓国の教科書の檀君および古朝鮮関連の部分と三国の建国年代、三国史記の初期記録の信頼性問題等の内容を扱っていることは理解できるが、批評者は、中国系関連の記述の粗略等の内容は、日韓歴史共同研究委員会で議論する古代日韓関係史とは関係がなかつたり、距離がある主題ではないかと考える。日本の教科書に対する筆者の指摘は、筆者の意見として尊重しようと思う。せっかくなら、日韓の歴史教科書の比較史的な観点から検討していたならば、より良い評価を得ることが出来たのではないかと思う。

しかし、筆者が問題を提起したため、一応韓国の教科書に関連した部分については、次のような簡単なコメントを提示しようと思う。

1. 檀君神話および古朝鮮の建国年代の考証問題

筆者は、檀君関連の記録が11世紀の高麗時代以前に遡ることができないとし、檀君開国の年代である紀元前2333年という年代観も納得できない内容だと指摘している。

この内容は、日本の歴史学者たちにより長い間提起されてきた問題であり、韓国の学界内部でも議論されている問題である。筆者はこれに対する韓国学界の考古学的な成果を活用した動きを紹介し、それなりに韓国学界の研究動向を理解している態度を見せてている。

しかし、韓国の学界でこの問題と関連し、相当の期間進められてきた既存の研究成果、特に、檀君の古アジア族の始祖認識の継承の可能性と5世紀の高句麗の国内城地域の古墳壁画から檀君神話関連の内容を確認し、高句麗時期の檀君認識の存在の可能性を確認した日韓歴史学界の研究成果については言及していない。これは檀君関連の認識と記録が11世紀の高麗時代以前の高句麗時代に遡り、高句麗の建国勢力の始祖認識としても存在した可能性を示すものである。

檀君の建国年代問題を紀元前2333年と決めつけるのは、学界の通説的見解ではないと考える。檀君の建国年代の問題は、建国始祖についての認識に関するものであり、韓国の学界では青銅器時代にまでさかのぼって、古アジア族の文化包容という観点から説明し、年代の客觀化を進めている。

2. 高句麗・百濟・新羅の三国の建国時期についての問題

韓国の国史教科書は三国の建国年代を三国史記によりその紀年を叙述しているが、実際、三国の登場についての叙述で高句麗、百濟、新羅の順で記述し、整合性に欠ける点は韓国の学界でも議論が進められている問題である。特に、この問題は歴史教科書が検定教科書体制に転換されれば、多様な方策により解消できる問題である。既存の教科書でも三国史記的な認識だけを紹介したのではなく、歴史記録の内容を史実的に紹介し、現実的な状況は柔軟に理解しなければならないことを紹介している点で、筆者の指摘はそれなりに意味があると考える。

3.『三国史記』に見られる諸国、諸王の活動記録に対する問題提起

三国史記の初期記録についての信頼性の問題は、三国初期の王たちの行跡に対する論争に結び付けられて指摘されている。代表的には百濟の場合、最近の風納土城の発掘を通じ、紀元前1世紀の築城事実が確認されながら、三国史記の記録内容との時代的な整合性が確認されている。これを通して百濟初期の王たちの行跡が歴史的に再確認できることを示している。また、高句麗の場合も最近検証されている高句麗関連の考古学的な資料の増大により、歴史的事実性についての確認が増加しており、三国史記の初期記録の信頼性に対する再認識の必要性が提起されている。

4. 韓国古代史における中国勢力の記述問題

韓国古代史における中国勢力の関与の記述問題は、歴史記録を現在の立場から解釈し、特に、国定教科書の枠で内容体系を立てる立場から示されるものとして考えられなければならない。すなわち、筆者が指摘した「『中国系』関連記述が『韓国系』に比べ少ないか、または、ほとんど無視されている状況」は、国定教科書の立場という点から指摘される部分であって、批判される部分ではない。

この問題は、韓国古代史学界で弛まず議論されている箕子東來說の虚構の可能性および漢郡県の親中国勢力による交易中心拠点等の解釈を通して、新たに把握される見解も出て来ている。楽浪郡の問題も、当時の東アジア諸国に及ぼした影響が少なくなく、新たに注目する必要があると考える。国定教科書が多様な学説を受け入れるのには限界があり、いくつもの種類の検定歴史教科書が出版されれば、多様な視角が反映されるものと思われる。

批評文へのコメント(井上直樹)

李讚熙氏の拙稿に対する指摘は尊重すべきものもあるが、批評が必ずしも説得力をもっているとは思えない部分も少なくない。紙幅の関係上、すべての批評に対して論及することはできないため、ここでは檀君関連に関する部分について意見を述べておきたい。

李讚熙氏は檀君神話の史料上の上限を11世紀とし、考古学の成果からみて檀君朝鮮の建国年代を前2333年とすることは認定し難い、とした拙稿に対して、5世紀の高句麗壁画の推定檀君神話関連図から檀君関連史料が高句麗代に存在していた可能性のあることなど、韓国古代史学界のこれまでの研究動向にもとづいて批評を下された。

しかし、現在、古朝鮮の建国時期を前2333年とする韓国古代史研究者は決して多いわけではない。事実、송호정「국가별의 연구의 흐름 고조선·부여·삼한」[한국고대사학회『한국고대사 연구의 새동향』]／ソン・ホジョン「国家別の研究動向 古朝鮮・扶余・三韓」／韓国古代史学会『韓国古代史研究の新動向』書景文化社、2007年]は、古朝鮮の建国年代を青銅器文化の展開した前8-7世紀としている。拙稿では教科書の叙述もこうした学界の研究成果にもとづいてなされたほうがよいのではないか、と指摘したのであるが、このような研究者の見解を李讚熙氏はどのように理解されているのであろうか。具体的な意見を提示していただければ幸甚である。

次に、高句麗代においても檀君認識があったとする点であるが、なるほど集安の角抵塚の壁画から熊・虎を見いだし、檀君神話と関連づける意見もある。しかし、それが学界全体で共通した理解となっているのであろうか。そもそもそのように理解できるかどうかは議論が必要であろうし、また仮にそのように理解してもそれを高句麗における檀君神話の存在と結び付けるには、より慎重な議論が要請されよう。李讚熙氏も指摘されているようにそれはあくまでも「可能性」にすぎず、それを斯界の統一的な見解としみなし議論はできないであろう。